

創刊号


財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団
平成16年度

## 【も く じ】

ごあいさつ ..... $\cdot 1$
財団法人の設立 ..... $\cdot 2$
設立趣意書 ..... ． 2
第1回理事•評議員合同総会あっさつ ..... $\cdot 3$
役員•評議員名簿 ..... $\cdot 4$
平成16年度事業報告 ..... 5
第1章 助成事業関係 ..... 5
1 スポーツ活動に対する助成 ..... 5
2 文化活動に対する助成 ..... 6
3 晴れの国おかやま国体 ..... 6
第2章 表彰事業関係 ..... $\cdot 7$
1 スポーツ大賞・スポーツ賞 ..... 7
2 文化大賞•文化賞 ..... $\cdot 7$
第3章 イベントの開催 ..... $\cdot 8$
第4章 贈呈式 ..... $\cdot 8$
第5章 受賞者からのコメント ..... $\cdot 9 \sim 16$
第6章 広報•啓発活動 ..... 17
－晴れの国おかやま国体 ..... 17
－2010年 国民文化祭 ..... 17
第7章 財団の規程等 ..... 18
－寄付行為 ..... 18～22
－助成規程 ..... 23～24
－助成事業実施基準 ..... 25
表彰規程 ..... 26～27
表彰事業実施基準 ..... $28 \sim 29$
※別表
※スポーツ・文化活動助成金募集

## ごあいさつ



近年，自由時間の増大，高齢化社会の進展など，さまざまな社会環境の変化 を受けて，障害者を含めた，青少年から高齢者までが気軽に参加できるスポーツ や文化活動に対するニーズは，日増しに増大しております。このような環境の中，私ども財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団は，「岡山県のスポーツ・文化 の振興発展を図るとともに，県民が健康で豊な心を持って生活できる環境•社会 の実現」を目指して，平成16年2月に設立いたしました。設立に際しましては，岡山県教育委員会をはじ め，関係各位の格別のご指導を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

当財団の主な活動内容は，11スポーツ・文化活動への助成，（2）スポーツ・文化活動に対する表彰， ③スポーツ・文化に関するイベント等の開催，4）スポーツ・文化に関する広報啓発育成事業となってお り，昨年，第1回目となります表彰及び活動助成金の交付を行いました。また，山陽女子ロードレースに協賛させていただくなど，イベント活動も積極的に行っていく予定で，文化イベントもいろいろと計画し ております。

当財団の活動内容を皆様に知っていただき，いろいろなご意見を頂いてより効果的な活動ができる ようにという思いから，広報誌「マルセン」を創刊することになりました。ご高覧の上，ご指摘を賜れば幸いに存じます。当財団は，県民の方々に少しでも元気になっていただき，長く地域に貢献できますよう更に努力を重ねて参りますので，みなさまには，今後とも格段のご指導とご支援を賜りますようよろしく お願い申し上げます。

平成17年3月

財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団理事長 千 原 多美子

## 財団法人の設立

## 設立趣意書

文明の発達や社会の近代化により私達の生活はより便利で豊かなものになりました。
しかしその反面，自然環境の破壊，人間同士のふれあいの希薄化，技術革新や情報化に伴う主体性の喪失，諸体験の不足などの問題も生じています。また，健全な人間形成に必要な体験をする機会の減少で，自立心•忍耐力•公共心•思いやりの心や感動する心などの欠如や体力の低下等が指摘されて います。

このような状況の中で，学校の週5日制の導入など，学校教育の時間の減少に伴い家庭や地域社会ですごす時間の増加等，社会教育に対する重みは増してきております。

また青少年に限らず，近年の社会環境や生活態様の目覚しい社会変化の中で広い分野での学習の機会が求められております。

また，県民の健康増進と体力の向上をはかるとともに，選手•指導者の育成を助けることでスポーツ振興に寄与し，芸術•音楽の公演等を補助し，発表する機会を設け県民が芸術•音楽に触れる機会を少しでも多くつくることで豊かな人間形成や豊かな心をもって健康で充実した生活を送ることができる と考えます。

これらのことを積極的に推進していくには，社会的な信頼度を高め，安定的に実施できる態勢を整え ることが肝要であり，広く一般に認知されることで効果的な活動ができると信じています。

つきましては，問題に取り組むため財団法人を設立し，この法人において継続的にこれらの諸問題に対して広く，柔軟に対応していくことが急務であると考え，これについて関係者に協議したところ，たくさ んの賛同と基本財産として 1 億円の寄附を得ることができたのでここに法人の設立許可申請を行うも のです。

財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団設立代表者 千 原 行 喜

## 第1回 理事•評議員合同総会 あいさつ

平成16年3月26日（金曜日）
千 原 行 喜

本日は，ご多忙のなか「財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団」の理事•評議員合同総会にご出席賜り，誠に有り難うございます。

私にとりまして，地域•社会貢献の形としての財団はひとつの大きな夢でございました。そして本日，皆様のお力添えによって財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団の設立という形でその夢を叶える ことが出来ました。このことは，ひとえに，ここにご出席いただきました皆様のお陰であると改めて感謝申し上げます。

時期的にも，岡山県は，国内最大のスポーツの祭典である国体を来年に控え県民総参加の国体を目指して，地域ぐるみで準備が進んでいます。マルセン財団も微力ながら，その推進に貢献できれば幸 いでございます。

さて，私たちを取り巻く環境は，便利で豊になった反面，ともすれば健康や心の中に様々な弊害が取 り沙汰されるようになってまいりました。私どもは，このような問題を解決していく為にもスポーツ・文化活動の助成•表彰をとおして岡山県民の健康の増進と体力の向上を図るとともに豊な心をもって生活 できる環境づくりのお手伝いが少しでも出来れば…と考えております。
どうぞ，今後とも皆様のご指導とご鞭撻をマルセンスポーツ・文化振興財団にたまわりますよう心から お願い申し上げます。

また，財団の呼称の「マルセン」ですが，親しみを持って覚えていただき千年，万年，途切れることな〈地域に貢献できる活動が継続できるよう強い気持ちを持って名づけさせていただきました。この名前 のとおり，今後長い間，地域貢献出来ますよう財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団への お力添えを重ねてお願い申し上げます。

## 役員•評議員名簿

【役員名簿】

| 役 職 名 | 氏 | 名 |
| :---: | :---: | :---: |
| 理 事 長 | 千 原 | 多美子 |
| 常務理事 | 千 原 | 秀 則 |
| 理 事 | 大 林 | 一 友 |
| ＂ | 加 計 | 孝太郎 |
| ＂ | 川 﨑 | 誠 治 |
| ＂ | 佐々木 | 勝 美 |
| ＂ | 千 原 | 行 喜 |
| ＂ | 萩 原 | 誠 司 |
| ＂ | 吉 岡 | 洋介 |
| 監 事 | 衣 笠 | 和 孜 |
| ＂ | 信 朝 | 寛 |

会 社 名
（株）成通 取締役
（株）センインターナショナル 代表取締役社長
（株）香川銀行 代表取締役会長
学校法人 加計学園 理事長
学校法人川崎学園 副理事長
（株）山陽新聞社 代表取締役社長
（株）成通 代表取締役社長
岡山市長
（財）ワコースポーツ・文化振興財団 理事長
岡山県スポーツ指導者協議会 理事
（森トマト銀行 監査役

## 【評議員名簿】



岡山エフエム放送（森）代表取締役社長
馬越績税理士事務所 所長
山陽放送（森）代表取締役社長
岡山県ケーブルテレビ振興協議会 会長
（森）瀬戸内海放送 取締役岡山本社代表
岡山放送森）代表取締役社長
テレビせとうち（森）代表取締役社長
平松弁護士事務所（元日本弁護士連合会副会長）
（有ミスター・メンテナンス 代表取締役社長

## 平成16年度事業報告

## 第1章 助成事業関係

1 スポーツ活動に対する助成〈応募総数 31件 採用件数 10件〉

| 番号 | 団 体 等 名 | 活 動 名 | 活 動 目 的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 岡山県ティーボール連盟 | 第10回岡山オープン ティーボール大会 | ティーボール競技を通じての交流。 |
| 2 | 岡山市水泳連盟 | 岡山市内小学生の水泳強化練習競泳の部•水球の部 | 岡山市内小学生優秀選手の競技力向上とマナー の育成。 |
| 3 | 落合町体育協会綱引部 | 第2回おちあいオープン綱引フェスティバル | この大会は県民の国体への意識を高めることと，綱引き競技の普及活動を目的とする。 |
| 4 | 500万人トーチラン <br> 岡山実行委員会 | 500万人卜ーチラン岡山 | 知的発達障害のある人々の自立と社会参加を目指 し，日常的なスポーツプログラムとその成果を発表 する場である競技会を提供しているスペャルオリン ピクスの活動を全国の人々に広報すると同時に理解を深めてもらう。 |
| 5 | 昇龍館一福道場 | 昇龍旗争奪全国選抜少年剣道大会 | 全国より剣道を学ぶ少年剣士たちを倉敷市に迎え，日本一を目指すとともに剣を交えて友情の輪を広げ， さらに剣道を通じて子供たちに夢を与え，ひいては日本古来の伝統文化である剣道を理解してもらう。 |
| 6 | 中央町教育委員会 | レッツトライスポーツ教室 ミニバスケットボールの部 | 色々なスポーツを体験できる教室を開く。 |
| 7 | 津山国際交流車いす駅伝競争大会実行委員会 | 第17回津山国際交流車いす駅伝競争大会 | 日本内外から集まった選手が車いすによる駅伝競争を通じて，機能の回復と体力の維持増強•国際交流を図り，自らの障害を克服し希望と勇気をもっ てたくましく生きていく意欲を培うとともに，スポー ツを通じ障害者福祉に対する社会の認識を深め，市民のボランティア精神の高揚と市政の振興に寄与することを目的としている。 |
| 8 | つやま市民スポーツ祭実行委員会 | 第33回つやま市民 スポーツ祭•市民憲章デー 33周年合同祭典 | 津山市は，昭和47年「スポーツ振興都市宣言」を行 っており，つやま市民スポーツ祭は，多くの市民の方に，スポーツに親しんでもらうことを目的に開催さ れる。 |
| 9 | $\begin{gathered} \text { 日本車いすダンス } \\ \text { スポーツ連盟サークル } \\ \text { こころね } \end{gathered}$ | 車いすダンスの普及 | 障害者スポーツとしてのリハビリの効果を追及し，高齢化社会での老人スポーツとして広めたい。 |
| 10 | 御野ソフトボール少年団 | 小学生ソフトボール | ソフトボールの競技力向上及びソフトボールを通じ た青少年の健全育成。本年度岡山県代表として， 8月に滋賀県で開催された第18回全日本小学生男女 ソフトボール大会へ出場。今後岡山市のスポーツ少年団秋季練成大会での優勝を目指す。練習用具等が不足。 |

2 文化活動に対する助成〈応募総数 15件 採用件数 9件〉


3 晴れの国おかやま国体 助成金 壱百萬円

## 1 スポーツ

○マルセンスポーツ大賞（副賞／100万円）
－武冨 豊 〈陸上競技〉
株式会社天満屋陸上部監督
シドニーオリンピック（山口衛里選手）に引き続き，
アテネオリンピック（坂本 直子選手）を育てた。 2 大会連続出場。
○マルセンスポーツ賞（副賞／30万円）
－土井 美智江 〈水泳競技〉
津山市水泳連盟会長
マスターズスイム ミート04大阪大会 世界記録で優勝。
○マルセンスポーツ賞（副賞／30万円）
－藤原 佳市 〈体操競技〉
関西高等学校体操競技部監督
連続インターハイなど全国大会出場。
アテネオリンピック金メダリスト 水鳥 寿思選手も，教え子のひとり。
○マルセンスポーツ賞（副賞／30万円）
－柳井 清志 〈ソフトボール競技〉
新見第一中学校ソフトボール部監督
ほぼ例年全国大会出場。
優秀な成績を挙げる。
静岡国体男子ソフトボールで優勝したメンバーのほとんどが教え子。

## 2 文 化

○マルセン文化大賞（副賞／100万円）
－髙橋 秀 〈現代美術〉
倉敷芸術科学大学芸術学部教授
国際的美術家。「エロス」を描く絵とオブジェは，高く評価される。

## ○マルセン文化賞（副賞／30万円）

## －粟井春日歌舞伎保存会 〈伝統芸能〉

社会構造が変化し，伝統芸能を守るのが困難ななか，学校教育と連携して農村歌舞伎の保存に努めている。

## ○マルセン文化賞（副賞／30万円）

－岡山フィルハーモニック管弦楽団〈音楽〉
岡山シンフォニーホール完成を機に設立されたプロオーケストラ。県内を中心 に地域に根ざしたオーケストラとして活躍。

○マルセン文化賞（副賞／30万円）
－松本 和将 〈ピアニスト〉
中学3年で全日本学生音楽コンクールで優勝。平成15年，世界三大コンクール のひとつエリザベート王妃国際コンクールで日本人最高の 5 位入賞。

## 第3章 イベントの開催

○スポーツ
第23回 山陽女子ロードレース大会 協賛
平成16年12月23日（木•祝）開催
○文化
第1回マルセン文化賞受賞 岡山フィルハーモニック管弦楽団
第26回 定期演奏会
W•A・モーツァルト レクイエム K． 626
～この日こそ涙の日なるかな～
平成17年3月11日（金）19時より岡山シンフォニーホールにて50組100名を招待

## 第4章 贈呈式

と き 平成16年12月14日（火）午前11時30分より
ところ ホテルグランビア岡山 「サファイアの間」
式次第
1．開式
2．挨拶
3．選考経過
4．表彰状及び副賞並びに助成金交付式
5．来賓祝辞
6．受賞者代表謝辞
7．閉式


## ○スポーツ大賞

# 第1回（財）マルセンスポーツ・文化振興財団 スポーツ大賞受賞にあたって 

栄えある第1回マルセンスポーツ・文化振興財団スポーツ大賞に選考していただきましたことを光栄に思うと同時に，今後の活動への大きな責任を感じております。

今回の受賞の影には，選手達の努力なしにはありえない事と思っております。選手達は，毎朝5時 に起床し，5時半から7時過ぎまで朝練習，会社で仕事をした後，午後の本練習，そして夜の補強と練習漬けの毎日です。

それを支えたコ一チ達スタッフの献身的サポート，その努力なしでは，オリンピック・世界陸上の舞台には立てなかったと思います。それと，忘れてはならないのが，天満屋はもちろんの事，地元の医科学的サポート，女性ランナーを支援する会，また選手達に気軽に声をかけ応援してくださる市民の方々等，私達の大きな支えとなっております。特に私のように，選手をグイグイ引っ張っていくカリス マ性もなければ，誉めて誉めてその気にさせる話術もない者にとっては，力強い戦力となります。「基本の反復と徹底」による昔ながらの体で覚えさせる事と，意欲をなくし落ち込まないように毎日毎日選手の顔を見て，一人一人をよく把握し，手の届くような目標と高しい夢を語り合う事が，私の役割です。私が少しでも总け心を出すと，すぐに選手にも总け心が出る。

自分の姿が選手の成績として返ってくる恐さはあるが，多くの方々に支えられ選手達と一緒に夢 を追いかけ勝負する一瞬を逃さないように，毎日鍛鍊，鍛鍊です。

「鍛は千日の行，錬は万日の行，そして勝負は一瞬」
今後もスポーツを通し，地元岡山から明るい話題を全国に発信出来るよう，努力するとともに，選手達の夢の実現へのパートナーでありたいと思います。

## ○スポーツ賞

## 水泳で寝たきり老人をなくそう

津山市水泳連盟
会 長 土井 美智江

水泳が私の健康をその都度取り戻してくれた。水泳を生涯の友にしようと思うようになったのは当然と言える。

退職したら楽しく泳いで，時には旅行をかねてマスターズ大会にも参加しよう。ピンピンころりを目指して…。同じ泳ぐならきれいなフォームで泳げるようになりたいとスイミングコーチの指導を受 け，泳ぎが変わってゆくのが実感できるようになった頃，マスターズ大会で予想しない好記録がでた。 コーチや仲間からの強い後押しを受けて，世界記録に挑戦してみようという気持ちが芽生えたもの の，「苦しい練習はこの歳でもうしたくない」という拒否反応があった。「楽をして記録を伸ばそう」 と自宅で時折筋力アップの取り組みをし，筋力がついてくると泳ぎやすくなってきた。

日本記録がでて少し自信がもてた。コーチの誘しもあり，今まで拒んでいた苦しい練習をやってみ ようという気持ちになれた。津山にはマスターズの水泳教室がないためOSK岡山で練習することに した。ついに，世界記録を実現することができた。

「とても元気付けられた。へこたれないよ。」とがん摘出手術をした水泳仲間。「土井さんを目標 に頑張る」「地域の誇り」などなど，身近な人ばかりでなく，見知らぬ人からも声をかけられた。

たかがマスターズの世界記録と思っていたけれど，影響力の大きさに本当に驚いている。
妊婦から高齢者まで，その人に対応したやり方で実施できるスポーツは他に例を見ない。寝たき りの老人を防げば国力の向上につながる。車椅子生活の宣告を受けた人が杖もなく元気に歩ける ようになった。健康づくりに水泳をもっともっと活用するような仕組みが整えばどんなに素晴らしい ことだろう。そうなることを切に願っている。

## ○スポーツ賞

## 水鳥選手と出会えて

## 関西高等学校体操部

監 督 藤原 佳市

このたび第1回スポーツ賞に選ばれて光栄の思いでいっぱいです。スポーツ賞というのは，いつも選手だけが受賞するものだと思っていましたが指導者にもこのような機会を与えていただけること は，指導者達の励みにもなると思います。

このたび受賞できましたのも本校の卒業生である水鳥選手がアテネオリンピックにおいて，体操団体で28年ぶりに金メダルを取ることができたからだと思っています。

水鳥選手はごく普通の高校生でした。特に素質に恵まれていたわけではありませんでした。逆に体が硬く，体操選手としてはマイナス面が多く見られました。しかし，努力する能力は，人一倍あった ように思います。素質があれば新しい技を覚えるのにも時間がかかりませんが，水鳥選手はすぐに覚えられないので人一倍努力し，失敗してもあきらめませんでした。指導している方がもう無理で はと思っても本人は，黙々と繰り返し，最後には，自分の技として成功させるようになりました。すべ てにおいてべストを尽くす，決してあきらめない忍耐力，またなによりも体操が好きだという気持ちが —番であったように思います。これらのことは，しばしば私自身に努力と忍耐力の重要性を再認識さ せてくれました。そして，このようにすばらしい選手に巡り会えた事を感謝いたしました。

未だ指導者としては未熟者の私ですが，勉強の一環としてここに書かせていただきました。何か のご参考になれば幸いです。平成17年には，地元での国体をひかえ，新たな目標に向かって進みた いと思います。

今回は，この様な機会を与えていただき大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

## ○スポーツ賞

## 受賞にあたって

新見第一中学校ソフトボール部
監 督 柳井 清志

この度は，第1回マルセンスポーツ賞をいただき，大変光栄に感じています。地味ではありますが，今まで私がスポーツ指導者として活動してきたことが認められたことを大変嬉しく思います。

振り返れば，18年前，初任者として赴任した中学校でソフトボール部顧問を任せられたのがきっ かけで，初めてソフトボール競技に出会うこととなりました。技術的なことはもちろん，ルールさえよ ＜分からない状態でのスタート。無我夢中でした。専門書を何冊も買いあさり，講習会があると聞け ば，全国何処へでも出向き，教えを請いました。幸いどの先輩先生方もそんな私に嫌な顔一つせず快く指導して下さいました。本当にありがたいことだと感謝しています。

そんなかいあって，5年目にして大きなチャンスを頂きました。県大会初出場のみならず，勢いに乗り，中国大会優勝を飾り全国大会出場を果たすことが出来たのです。それからは夢は大きく膨ら むばかり，「いつの日か全国優勝を」「自分の手でオリンピック選手を」との思いで，今も頑張っていま す。そして現在までに女子の部で3年連続全国大会出場，男子の部で全国大会出場4回，うち3回全国第3位という成績を残すことが出来ました。そして私にとってなにより嬉しいことは，教え子達が卒業後もソフトボール競技を続け，楽しんでいてくれること。その中の何人かの子は実業団の選手 として，国体選手として，また全日本の代表選手として活躍してくれていることです。これは本当に指導者冥利につきますし私のかけがえのない宝です。

これもこのすばらしい選手達とその保護者や地域の方々との出会いがあり，私を支えて下さった多くの方々の力があればこそと感謝の気持ちで一杯です。この受賞を契機として，今後一層の努力 を重ね，スポーツ選手の育成に尽力するとともに，自分の夢の実現のために頑張っていこうと思います。

## ○文化大賞



## 励まし音頭

倉敷芸術科学大学
芸術学部教授 高橋 秀

ここ吉備の国，倉敷は沙美海岸に居を構えて数か月。言ってみれば，地域のこんな新人（？）に栄 えあるマルセン文化大賞，それも初端の賞を頂いて＂遥から（？）縁起がいいや＂と喜んでいます。

41年間，盛りの季節を過ごした異郷の地，ローマを引き払うについて，少しは考え込みました。こ のままエトランジェとしてこの地に居座る大きなメリット，それは四六時中，作家として制作に没頭し得ること，情緒的な孤独感からは逃れ様も無いけど，を取るか，春，秋，年2回の大学通いの8年間で，馴染んでしまった母の国への里心を素直に受け入れるべきか…と。が，母のぬくもり，里心には勝て なかった。

そして，もう一度，ここでちょつとばかりの考え込み，静寂な暮らしもある，と。大学も辞し，穏やか な瀬戸内の海辺で，只々ひたすら己だけの制作三昧に浸ろうか，一方，今だ衰えない夢がある。子供達を募って海辺のアート教室，若い頃からの夢である。加えて，大学の，私の教室で育ち，アートを志 す若者達の暮らしも僅かでも支えてやりたい，と，ここまで考えたら，エイ！ヤ！静寂も安泰もふっ飛ん で，ままよ死ぬまでガチャガチャ引つ掻き回って，僅かでも世の為，地域のための目覚まし起爆剂たろ うと，さっと決めて，既に，『母と子のアート教室』GAgaが上記若者達の協力のもと，歩みを始めてお り，参加の母子達は喜びを膨らませ，沙美の海岸アトリエに通って来ております。

こんなどさくさの期に頂いたマルセン文化大賞，それ行けどんどんと，励ましの音頭に聞こえまし た。
（ sami，10／01／2005 ）

## $\bigcirc$ 文化賞



# 粟井春日歌舞伎保存会の活動を振り返って 

粟井春日歌舞伎保存会

このたびは，栄えある第1回マルセンスポーツ・文化賞をいただき誠にありがとうございました。振り返りますと，明治時代に春日神社境内に建てられた舞台で盛んに演じられてきた農村歌舞伎 が，戦後の社会構造の変化等により衰微しました。そこで，昭和52年，伝統芸能を残していくため粟井春日歌舞伎保存会を設立して毎年10月初旬に定期公演を行い，若い会員も増えて人気が復活し てきました。

元々野外だった観客席に，会員が古材を集めて屋根•壁を増築するなど整備してきましたが，老朽化したため，平成5年に芝居小屋型の新しい「春日座」が完成し，練習•公演の拠点となりました。

現在，20代から80代の幅広い年齢層の会員20人で構成されています。平成10年からは地元粟井小学校6年生全員が上演するのが恒例となり，地域の活性化につながっています。

平成16年は，10月9日10日の秋祭りの定期公演のほか，10月24日に香川県琴平町の旧金毘羅大芝居（金丸座）で行われた中国•四国ブロック民俗芸能大会に県代表として参加，11月20日に奈義町の横仙歌舞伎大公演で特別出演するなど充実した1年でした。

保存会活動は，基本的には定期公演の来場者の御花によって運営されておりまして，建物の維持管理費，裏方への謝金，衣装の借り上げ料等最小限の経費がなんとか賄えています。それだけに，今回の助成はたいへん貴重なもので，設備の充実等に活かしていく所存です。

また今回の受賞を契機に，会員一同益々研鑽して，先人から受け継いできた伝統芸能の伝承に努 め，地域に愛され続ける保存会でありたいと思っております。何卒，今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

## $\bigcirc$ 文化賞



## 第1回マルセン文化賞を受賞して

岡山フィルハーモニック管弦楽団
事務局 奥原 弘巳

栄えある第1回「マルセン文化賞」受賞は，大きな喜びであり，また今後の励みとなりました。
岡山フィルハーモニック管弦楽団は，岡山在住者をはじめ岡山にゆかりのあるメンバーで構成さ れた地元岡山のプロオーケストラで，岡山シンフォニーホールの完成を機に平成4年に設立されまし た。定期演奏会をはじめ，県内巡回公演，第九演奏会，県内の小•中•高等学校を訪問するスクールコ ンサート，岡山市小•中学校音楽鑑賞教室，オーケストラの入門コンサートである「チルドレンズライブ」，公開レッスン等，各地で数多くの演奏活動を実施するとともに，学校や企業などの希望で行う依頼公演等，地域に根ざしたオーケストラとして，音楽芸術普及•向上のため積極的に活動を展開していま す。

技術的な進歩もめざましく，平成14年創立10周年を迎えた東京での特別公演でも高い評価を得 ています。

創立以来，岡フィルの演奏を聴いた人は延べ10数万人に達し，年々公演回数も増え，小さい編成 の管弦四重奏から大編成を加えると年間70～80回にも達しています。

今年度からは，音楽アドバイザーとして，指揮者の小泉和裕氏を迎え，プロオーケストラとしてのさ らなる充実発展を目指しています。

今後も，ますます県民•市民の皆様に愛され，親しまれる楽団を目指して努力をして参りたいと考 えています。皆様の，一層のご支援を賜りますようお願いし，御礼とさせていただきます。

## $\bigcirc$ 文化賞

## 音楽の影響

松本 和将

まず始めに，このような素晴らしい賞のしかも記念すべき第1回の受賞者の一人に選んでいただ いたことに，お礼を申し上げたいと思います。

自分はただひたすら理想を追い求めて，少しでもいい音楽をしようと頑張ってきただけで，地域へ の貢献などを真摯に考えていたわけではないので，このような賞をもらうに値するのだろうかとい う思いを持っています。音楽家はそもそも世間に疎いというイメージを持たれています。その中で僕 は，閉鎖した社会の中だけで生きていく専門家にはならないように，なるべく一般の人の感覚を持ち続けようとしてきました。僕自身は本質的に保守的だと思っているのですが，しかしそのような感覚 の中から従来のクラシック界では常識でも一般の感覚とはかけ離れているもの，もっと音楽と人々と を近づけることの出来る新しい試み，そのようなものが段々見えてきました。そしてそれと同時に，純粋に音楽の深みを探求して行く作業も全く疎かにすることは出来ません。

そのようにして，＂まず自分の音楽を深めること＂＂そして，その音楽をどうやったらさらに多くの人に聞いてもらえるか考えること＂を主に取り組んできました。しかし，それだけではもう済まない段階にきているのかもしれません。

この賞はスポーツと文化という二つの軸で成り立っています。老若男女皆が親しむスポーツと違つ て，クラシツク音楽の層というのは非常に薄いものです。それでもこのような賞に選んでくださると いうことは，微弱ながらもやはり地域への影響もあるのだということを自覚しなければなりません。音楽はあくまでもまずは自分のため，そして次にはごく身近な大切な人達のため，そして自分の音楽 を聞きに来てくれる全ての人のために奏でるものですが間接的にはもつと大きな地域全体にも関係してくるのだということを考えながら，これからはいろんな意味で大きな視点で動いていかなけれ ばならないと感じました。

「晴れの国おかやま国体」
第60回 国民体育大会


## みんなのカで成功させよう！！

## －会晴れの国おかやま国体 <br> あなたがキラリ 2005 第60回国民体育大会

夏季大会 2005年 9月10日～13日
秋季大会 2005年10月22日～27日
2005年（平成17年）に，岡山県で2巡目となる国体が「晴れの国おかやま国体」として開催されます。晴れの国おかやま国体は，これまでの国体の歴史と伝統を受け継ぎながらも，新たな視点から国体の方向性を探るとともに，岡山らしさが随所にあふれた国体とすることを目指しています。また，国体の開催を契機として，快適でいきいきした地域づくりの推進や，暮らしに調和したスポーツ文化の振興を図ることを目標としています。

## 2ij 輝いて！

2005年11月5日～7日

「晴れの国おかやま国体」秋季大会終了後，障害者スポーツの祭典，第5回全国障害者スポーツ大会が「輝いて！！おかや ま大会」として開催されます。この大会は，一人ひとりが豊かな人間性のつながりの中で，共に支え合い，喜びと感動の輪を日本中に広げるスポーツの祭典となることを目指しています。

## 2010年 国民文化祭

プロの芸術家の公演発表の場である芸術に対して，アマチュアを中心とした国民一般の各種の文化活動（民俗芸能，民謡，オーケストラ，合唱，吹奏楽，演劇，吟詠剣詩舞，文芸，美術，映像，お茶・お花•食生活から囲碁将棋までの国民娯楽にいたる生活文化等）を全国規模で発表する場として，開催都道府県と共催で開催している。 なお，平成17年度は第20回大会を10月22日～11月3日の13日間，福井県で開催する。

## 寄 付 行 為

## 第1章 総則

（名称）
第 1 条 この法人は，財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団という。 （事務所）

第2条 この法人は，事務所を岡山県岡山市富町2丁目4番4号に置く。

## 第2章 目的及び事業

## （目的）

第 3 条 この法人は，岡山県のスポーツ・文化の振興発展を図るとともに，県民が健康で豊かな心をもっ て生活できる環境•社会の実現を目的とする。
（事業）
第4条 この法人は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。
（1）スポーツ・文化活動に対する助成
（2）スポーツ・文化活動に対する表彰
（3）スポーツ・文化に関するイベント等の開催
（4）スポーツ・文化に関する広報啓発育成事業
（5）その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

## （資産の構成）

第5条 この法人の資産は，次のとおりとする。
（1）設立当初の財産目録に記載された財産
（2）資産から生ずる収入
（3）事業に伴う収入
（4）寄付金品
（5）その他の収入

## （資産の種別）

第 6 条 この法人の資産を分けて，基本財産と運用財産の2種とする。
2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
（2）基本財産とすることを指定して寄付された財産
（3）理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は，基本財産以外の資産とする。
（資産の管理）
第7条 この法人の資産は，理事長が管理し，その方法は，理事長が理事会の議決を経て別に定める。
2 基本財産のうち，現金は確実な金融機関等に預け入れ，信託会社に信託し，又は国債，公債その他確実な有価証券に換えて，保管しなければならない。
（基本財産の処分の制限）
第 8 条 基本財産は，譲渡し，交換し，担保に供し，又は運用財産に繰り入れてはならない。 ただし，この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは，理事会及び評議員会において， それぞれ理事現在数及び評議員数現在数の3分の2以上の議決を経，かつ，岡山県教育委員会 の承認を得て，その一部に限りこれらの処分し，又はその全部若しくは一部を担保に供する事が できる。

## （経費の支弁）

第 9 条 この法人の業務遂行に要する経費は，運用財産をもって支弁する。 （事業計画及び収支予算）

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は，理事長が作成し，理事会の議決を経て，毎会計年度開始前に岡山県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。ただし，軽微な変更については，この限りではない。
（暫定予算）
第11条 前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は理事会 の議決を経て，予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入とみなす。
（事業報告及び収支決算）
第 12 条 この法人の事業報告及び収支決算は，会計年度終了後，理事長が事業報告書，収支計算書，正味財産増減計算書，貸借対照表及び財産目録として作成し，監事の監査を受け，理事会の議決を経て，その会計年度終了後3か月以内に岡山県教育委員会に報告しなければならない。この場合において，資産の総額に変更が合ったときは，2週間以内に登記し，登記簿の謄本を添えて報告するものとする。
（長期借入金）
第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするときは，その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き，あらかじめ理事会の議決を経，かつ，岡山県教育委員会の承認を受けなければならない。 （新たな義務の負担等）

第 14 条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか， この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは，理事会 の議決を経なければならない。
（会計年度）
第 15 条 この法人の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員及び評議員

（役員）
第 16 条 この法人に，次の役員を置く。
（1）理事6人以上 10 人以内（うち理事長及び常務理事 1 人とする。）
（2）監事 2人
（役員の選任）
第17条 理事及び監事は，評議員会において選任する。
2 理事は，互選により理事長及び常務理事を選任する。
3 理事のいずれか 1 人及び当該理事と親族その他特殊な関係のある者の合計数は，理事現在数の 3分の1を超えてはならない。
4 監事は，相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5 理事，監事及び評議員は，相互にこれを兼ねることはできない。
6 理事に異動があったときは，2週間以内に登記し，登記簿の謄本を添え，遅滞なくその旨を岡山県教育委員会に届け出なければならない。
7 監事に異動があったときは，3週間以内にその旨を岡山県教育委員会に届け出なければならない。

## （理事の職務）

第18条 理事長は，この法人の業務を総理し，この法人を代表する。
2 理事長に事故があるとき，又は理事長が欠けたときは，あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し，又はその職務を行う。
3 常務理事は，理事長を補佐し，理事会の議決に基づき，日常の業務を行う。
4 理事は，理事会を組織して，この法人の業務を議決し，執行する。

## （監事の職務）

第19条 監事は，この法人の業務及び財産に関し，次の各号に規定する業務を行う。
（1）法人の財産及び会計を監査すること
（2）理事の業務執行の状況を監査すること
（3）財産，会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは，これを理事会及び評議員会並びに岡山県教育委員会に届けなければならない
（4）前号の報告をするため必要があるときは，理事会又は評議員会の召集を請求し，又は召集すること
（役員の任期）
第20条 役員の任期は，2年とする。但し，再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された役員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
3 役員は，辞任し，又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，なおその職務を行う。
（役員の解任）
第21条 役員が次のいずれかに該当するときは，理事会及び評議員会において，それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により，これを解任することができる。この場合，理事会及び評議員会において議決する前に，その役員に弁明の機会を与えなければならない。
（1）心身の故障のため，職務の執行に耐えないと認められるとき
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
（役員の報酬）
第22条 役員は無給とする。ただし，常勤の役員は，有給とすることができる。
2 役員には，費用を支弁することができる。
3 前2項に関し必要な事項は，理事会の議決を経て，理事長が別に定める。
（評議員の選出）
第 23 条 この法人に評議員 9 人以上 13 人以内を置く。なお，評議員現在数は，理事現在数を越えるも のとする。
2 評議員は，理事会で選出し，理事長が任命する。
3 評議員のいずれか 1 人及び当該評議員と親族その他特殊の関係にある者の合計数は，評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
4 前3条の規定は，評議員にこれを準用する。この場合において，これらの条文中「役員」とあるものは，「評議員」と読み替えるものとする。
（評議員の職務）
第 24 条 評議員は，評議員会を組織して，この寄付行為に定める事項を行うほか，理事会の諮問に応じ，理事長に対し必要と認める事項について助言する。

## 第5章 会 議

## （理事会の召集等）

第25条 理事会は，毎年2回理事長が召集する。ただし，理事長が必要と認めたとき，理事現在数の3分 の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたとき，又は，第19条第4項の規定により監事から召集の請求があったときは，理事長は，速やかに臨時理事会を召集しな ければならない。
2 理事会を召集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しな ければならない。

3 理事会の議長は，理事長とする。
（会議の定足数）
第26条 理事会は，理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き，議決することは
できない。ただし，当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は，出席者とみなす。
2 理事会の議事は，第8条，第21条，第29条，第30条及び第31条に規定する場合を除くほか，出席理事の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

## （議事録）

第 27 条 理事会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）会議の日時及び場所
（2）理事の現在数，出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっ てはその旨を付記すること。）
（3）審議事項及び議決事項
（4）議事の経過の概要及びその結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が，署名押印しなければ ならない。
（評議員会）
第28 条 次に掲げる事項について，理事長は，あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
（1）事業計画及び収支予算に関する事項
（2）事業報告及び収支決算に関する事項
（3）基本財産に関する事項
（4）長期借入金に関する事項
（5）前各号（第2項を除く。）に定めるものを除くほか，新たな義務の負担及び権利の放棄 についての事項
（6）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
2 評議員会の議長は評議員の互選による。
3 前3条の規定は，評議員会についてこれを準用する。この場合において，これらの規定中，「理事会」 とあるのは「評議員会」と，「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第6章 寄付行為の変更及び解散

（寄付行為の変更）
第29条 この寄付行為は，理事会及び評議員会において，それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経，かつ，岡山県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。 （解散）

第 30 条 この法人は，民法第68条第1項第2号から第4号の規定によるほか，理事会及び評議員会にお いて，それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経，かつ，岡山県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。
（残余財産の処分）
第 31 条 この法人の解散に伴う残余財産は，理事会及び評議員会において，それぞれ理事現在数及び議員現在数の4分の3以上の議決を経，かつ，岡山県教育委員会の認可を得て，地方公共団体又はこの法人の目的に類似する目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第7章 事務局

## （事務局）

第 32 条 この法人の事務を処理するため，この法人に事務局を設置する。
2 事務局には，事務局長その他職員を置く。
3 事務局長その他の職員は，理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の議決を経て，理事長が定める。
（書類及び帳簿の備付け）
第 33 条 この法人の事務所に，次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし，他の法令により， これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは，この限りではない。
（1）寄付行為
（2）役員，評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
（3）財産目録
（4）資産台帳及び負債台帳
（5）収入支出に関する帳簿及び証拠書類
（6）理事会及び評議員会の議事に関する書類
（7）処務日報
（8）官公署往復書類
（9）その他必要な書類及び帳簿
2 前項第1号から第4号及び第6号の書類は永年，同項第5号の書類及び帳簿は10年以上，同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

## 第8章 補 則

（細則）
第34条 この寄付行為の施行についての細則は，理事会の議決を経て，別に定める。

附則
1 この寄付行為は，この法人の設立許可のあった日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は，第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず，設立者の定める ところとし，その任期は，第20条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。
3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は，第10条の規定にかかわらず，設立者の定 めるところとする。
4 この法人の設立当初の会計年度は，第14条の規定にかかわらず，設立許可のあった日から平成 17年3月31日までとする。

## 助 成 規 程

（平成16年3月26日 理事•評議員会）
（目的）
第1条 この規程は，財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団（以下「財団」という）が寄付行為第4条第1号にもとづく助成事業を実施するための基準及び手続を定めることを目的とする。
（種別）
第2条 財団は，岡山県のスポーツ・文化の振興及び発展に寄与することを目的として，次の助成を行 う。
1 スポーツ活動に対する助成
（1）スポーツ活動を主体的に行うもので，県民の健康増進を目的としており，営利を目的と しないもの
（2）スポーツ活動を主体的に行うもので，競技力向上を目的としており，営利を目的としな いもの
（3）その他，上記目的を達成するために財団が必要と認めるもの
2 文化活動に対する助成
（1）文化活動を主体的に行うもので，県民の豊かな心の形成を目的としており，営利を目的 としないもの
（2）その他，上記目的を達成するために財団が必要と認めるもの
（対象）
第3条 財団の助成は，岡山県内において，前条に該当する活動を行う団体又は個人であることとする。
（助成額）
第4条 助成金の金額は，原則として理事会で定めた予算の範囲内とし，特に必要とする場合は，別途理事会の決定による。
（期間）
第5条 財団の行う助成の期間は，助成を決定した日から当該会計年度末までとする。
（連続助成）
第6条 連続助成は，原則として行わない。ただし，隔年の助成は事業内容により行うことがある。
（申請）
第7条 助成を受けようとする団体又は個人は，所定の申請期間内に，「活動助成申請書」に次に掲 げる書類を添えて，提出しなければならない。
（1）活動計画書
（2）助成金使用計画書
（3）活動実績報告書（任意の書式）
（4）その他財団が必要とする書類
2 前項の申請期間は，理事長が別に定める。

## （選考委員会）

第8条 選考委員は，スポーツ・文化関係機関（団体）または報道関係者のなかから財団が委嘱する委員で構成する。
（選考）
第9条 財団は，前条の規定による申請書を受理した場合は，財団の定めた期間に助成選考委員会を開き，その団体又は個人の活動及び申請にかかる活動が，財団の別に定める助成基準に照らし て適正か否かを審査して選考する。
2 助成は，理事長が選考委員会の選考結果の報告を受け，財団の理事現在数の過半数の同意を経 て決定する。

## （決定通知•交付）

第10条 財団は，前条の審査結果を，申請した団体又は個人に別紙様式により通知するとともに，助成金を交付することが決定したものについては，必要な手続を経て，申請者の指定する銀行等の口座に振り込むものとする。

## （受領者の義務）

第11条 決定を受けた者は，ただちに所定の助成受諾書を財団に提出しなければならない。
2 助成金の交付を受けた者は，ただちに所定の助成金受領書を財団に提出しなければならない。
3 助成金の交付を受けた団体又は個人は，その活動終了後30日以内に財団にその実施結果を次により報告するものとする。
（1）活動結果報告書
（2）助成金使用実績報告書

## （変更等の承認申請等）

第12条 助成の決定通知又は交付を受けたもので，その活動内容に変更があり，申請の内容との違い が生じた場合は，速やかに財団に連絡するとともに，活動変更•中止申請書を提出しなければな らない。
2 計画の実施が不能となった場合又は継続することができない事情が発生した場合は，助成金の全額又は残額を返還しなければならない。
3 助成金の交付を受けた者が，本規程の履行を故意に怠ったと認められるとき，及び助成の申請にあ たって虚偽の内容を申し立て，助成金の交付を受けたときは，理事長は前項の規程にかかわらず交付金全額の返還を求めることができる。

## （補則）

第13条 この規程を改廃する場合は，理事会の議決を経て行うものとする。
2 この規程の実施に必要な事項は，理事長が定める。

附則（平成16年3月26日）
この規程は，平成16年度の助成金より適用する。

1．対 象
1 財団の目的に添った活動であること。
2 岡山県内で行われる活動であること。
3 活動への参加に制限がなく，誰でも参加できるものであること。
4 おおむね1年以上活動を続けていてそれを証明できる書類が提出できるもの。
5 財団の定める期間内（締切日）に，財団の定めた書式をもって応募されたものに限る。
6 過去 1 年以内に他の助成を受けた者は除く。
○岡山県内に所在する団体又は居住する個人。
－当該年度において実績があること。

2．スポーツ活動
1 助成規定第2条第1項（1）の県民の健康増進を目的とは，
（1）基本的には，レクレーションスポーツ及びニュースポーツをいうものとする。
2 助成規定第2条第1項（2）の競技力向上を目的とは
（1）（財）岡山県体育協会加盟の競技種目する。（スポ少，社会人，中学•高校の部活動等）
3 その他財団が必要と認めるもの。

3．文化活動

- 助成規定第2条第2項（1）の県民の豊かな心の形成を目的とは，
- 音楽，演劇，舞踊，伝統芸能，美術，文芸，生活文化，文化財，鑑賞団体等の活動に要する経費
- 埋もれた民謡や伝承の発掘，保存，継承に要する経費
- 民芸技術の継承と育成に要する経費
- 郷土芸能の歴史と自然の調査，研究に要する経費
- 民俗資料の収集と保存に要する経費
- 芸術，芸能又はその他の文化活動においてその成果を著述又は著作等により公表 する経費
- 文化団体等の育成と指導に要する経費
- その他文化活動等を通じて県民文化の向上発展に寄与する経費

4．助成額
1 1件あたりの上限を 10 万円とする。
2 当面，スポーツ・文化各 10 件を目安とする。
3 財団の収支予算の範囲内とする。但し，理事会の承認を得て予備費として計上した金額の範囲内 で増額することができる。

## 5．選 考

1 選考委員会において，選考し，理事会において決定する。

附 則
この助成事業実施基準は，平成16年10月1日から施行し，平成16年度から適用する。

## 表 彰 規 程

（平成16年3月26日 理事•評議員会）
（目的）
第1条 この規程は，財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団（以下「財団」という）が寄付行為第4条第2号にもとづく表彰事業を実施するための基準及び手続を定めることを目的とする。
（種別）
第2条 財団は，岡山県のスポーツ・文化の振興及び発展に寄与することを目的として，次の表彰を行 う。
1 スポーツ活動に対する表彰
（1）マルセンスポーツ大賞
当該年度における国際大会•全国大会等において特に優秀な成績を収めた個人，団体又は スポーツの振興に多大な功績のあった者。
（2）マルセンスポーツ賞
当該年度における国際大会•全国大会等において優秀な成績を収めた個人，団体又はスポ ーツの振興に多大な功績のあった者。
2 文化活動に対する表彰
（1）マルセン文化大賞
当該年度において文化の振興に著しく貢献した個人又は団体。
（2）マルセン文化賞
当該年度において文化の振興に貢献した個人又は団体。

## （対象）

第3条 財団の表彰は，岡山県内に所在する団体又は居住する個人，若しくは岡山県の出身者である こと。

## （副賞金額）

第4条 副賞の金額は，理事会で定めた予算の範囲内とする。

## （対象期間）

第5条 対象となる期間は，原則として4月1日から3月31日までとする。

## （連続表彰）

第6条 連続表彰は，原則として行わない。ただし実績により，前年以上の成績を修めた者には行う。

## （推薦）

第7条 財団は，公の機関，スポーツ・文化関係機関（団体）又は報道関係者のうち，適当と認められる方に受賞候補の推薦を依頼する。

## （選考委員会）

第8条 選考委員は，公の機関・スポーツ関係機関または報道関係者のなかから財団が委嘱する委員 で構成する。
（選考）
第9条 財団は，別に定める期間に選考委員会を開き，第3条で定めた対象者の中から，財団の定める基準をもって若干名ずつを選考する。
2 受賞者は，理事長が選考委員会の選考結果の報告を受け，財団の理事の過半数の同意を経て決定する。

## （表彰）

第10条 理事長は，毎年1回，表彰式において，選考委員会の決定のもと対象者を表彰し，表彰状と副賞を贈呈する。

## （補則）

第11条 この規程を改廃する場合は，理事会の承認を経て行うものとする。
2 この規程の実施に必要な事項は，理事長が定める。
附則
この規程は，平成16年度の助成金より適用する。

## 表彰事業実施基準

1．対 象
1 岡山県內に所在する団体又は居住する個人，若しくは岡山県の出身者であること。
2 当該年度において実績があること。

2．スポーツ活動
（1）表彰規定第2条第1項（1スポーツ大賞）の国際大会•全国大会等において特に優秀な成績を収めた個人，団体又はスポーツの振興に多大な功績のあった者とは，
（1）国際大会とは，オリンピック・世界選手権大会・アジア大会・ユニバーシア大会とし， オリンピック・世界選手権大会においては3位以内の入賞，その他の大会においては，優勝した者，又は団体。
（2）全国大会とは，（財）日本体育協会加盟の中央競技団体が主催又は共催，主管で行わ れる国民体育大会，全国大会，全日本学生選手権大会，全国高等学校総合体育大会（含 む高体連主催の全国大会）•全国中学校体育大会，JOCジュニアオリンピック大会及びこ れらと同等以上の大会とし，第1位の成績をおさめた者，又は団体。
（3）スポーツの振興に多大な功績とは，長年にわたりスポーツの振興に努め優秀選手の育成指導に特に功績があった者。（社会人，中学•高校の部活動等）
（2）表彰規定第2条第1項（2 スポーツ賞）の国際大会•全国大会等において優秀な成績 を収めた個人，団体又はスポーツの振興に功績のあった者とは，
（1）前記（1）の（1）の大会で同等の成績又は 8 位以内に入賞した者又は団体。
（2）前記（1）の（2）の大会で同等の成績又は3位以内の入賞者。
（3）前記（1）の（3）と同等の者

3．文化活動
（1）表彰規定第2条第1項（1文化大賞）の文化の振興に著しく貢献した個人又は団体とは，

- 岡山県内に在住又は出身者で，国際又は全国レベルの活躍をしている個人又は団体
- （財）マルセンスポーツ・文化振興財団が認めた大会とする。（別表）
- 埋もれた民謡や伝承の発掘，保存，継承に努めた者
- 民芸技術の継承と育成に努めた者
- 郷土芸能の歴史と自然の調査，研究に努めた者
- 民俗資料の収集と保存に努めた者
- 芸術，芸能又はその他の文化活動においてその成果を著述又は著作等により公表し， その業績が顕著で文化の高揚に努めた者
- 文化団体等の育成と指導に努めた者
- その他文化活動等を通じて県民文化の向上発展に寄与した者
（2）表彰規定第2条第1項（2 文化賞）文化の振興に貢献した個人又は団体とは，
- 上記の推薦の中，大賞から外れたものから選考する。
- 県内で活躍している個人又は団体
- 若手の育成。奨励賞てきなもの。
- 県規模以上の権威ある大会等において美術，文芸，芸能又はその他の部門で優秀な成績を収め，将来性を期待される者
- 芸術性の高い優秀な作品を発表し，将来を期待される者
- 文化団体等の育成若しくは指導又は支援のために積極的な活動を行い，さらに今後の活動が期待される者
－その他県民文化の向上発展に貢献し，その功績がきわめて顕著な者


## 4．副賞

1 マルセンスポーツ大賞・マルセン文化大賞
全国大会等で，特に優秀な成績を収めたもの又は功労のあったものに対し，表彰並びに副賞として，金百万円を贈呈する。（スポーツ・文化）
2 マルセンスポーツ賞・マルセン文化賞
当面，1件あたり30万円を目安として，スポーツ・文化各 3 件程度とする。
3 大賞の該当のない場合もある。その場合に賞の受賞者を増員する場合もある。
4 財団の収支予算の範囲内とする。但し，理事会の承認を得て予備費の範囲内で増件する ことができる。

5．選考
1 選考委員会において，選考し，理事会において決定する。

附則
この表彰実施基準は，平成16年10月1日施行し，平成15年度から適用する。

別表

| 区 分 | 全 国 大 会 等 | 国 際 大 会 等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 美 術 | 日展 院展 日彫展 東光展 二科展等 | 日仏展 |
| 演 劇 | 全国高等学校演劇大会 全日本アマチュア演劇大会全国青年大会演劇部門 全国高等学校総合文化祭等 |  |
| 文 芸 | 芥川賞 直木賞 野間賞 菊池寛賞 <br> 全国高等学校文芸コンクール ジュニア現代詩人賞等 |  |
| 工 芸 | 日本伝統工芸展 日本現代工芸美術展 院展日本新工芸展等 |  |
| 書 道 | 全日本学生書道展 全日本学生選抜書道展 院展書道学会展等 |  |
| 写 真 | 全日本写真連盟主催国際写真サロン展 二科展日本写真会主催全国展 | 全日本写真連盟主催国際写真サロン展等 |
| 音 楽 | 全国吹奏楽コンクール 全日本合唱コンクール全国高等学校コンテスト 日本音楽コンクール全日本マーチングフェスティバル マーチングバンド・バトントワリング全日本アンサンブルコンテスト 文化庁芸術祭等 |  |
| 舞 踊 | 全日本舞踊コンクール <br> 全国中学校高等学校ダンスコンクール | 国際社交ダンスフェスティバル |
| その他 | 全国作文コンクール 全国弁論大会 全国珠算大会全国高等学校製図コンクール 全国かるた大会等 |  |

# スポーツ・文化活動 

活動開始より概ね 1 年以上の実績を有する個人または団体。
## 助成対象活動

## 【A】スポーツ活動

（1）県民の健康増進を目的としており，営利を目的としないもの
（2）競技力の向上を目的としており，営利を目的としないもの
（3）その他財団が必要と認めるもの
【B】文化活動
（1）県民の豊かな心の形成を目的としており，営利を目的としないもの
（2）その他財団が必要と認めるもの

## －助成条件

助成金の使途には特別な制限はありませんが，活動のために必要な消耗品費，設備費，賃貸料，光熱費などで あり，交際費等には使用できません。

## －助成金額

原則として，1活動につき10万円以内とする。ただし，活動の規模等により財団が必要と認める場合は，予算の範囲内で増額する。なお，助成金の交付額は申請額と異なる場合があります。

## －助成決定後の義務

（1）活動にあたって，財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団活動助成金』を受けた旨の公表をお願いします。
（2）活動終了後30日以内に，財団へ活動報告をしていただきます。
（3）助成決定後に活動内容の変更のある場合は，ただちに財団に報告し手続きを行ってください。
中止または大幅な変更を行う際に，場合によっては交付決定の取消や助成金の返還を求める場合があります。

## －活動期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までに
終了する活動である事。
活動の性質上，一年を超える期間を要するものについてはご相談下さい。

## 選考方法及び結果通知

申請書及び添付書類の内容を選考委員会において審査し，理事会の議決をもって決定します。
採否につきましては，応募者に対し書面にて通知いたします。理由の問い合わせにはお答えできませんので
 ご了承ください。

## －応募方法

『活動助成申請書』に次に掲げる書類を添えて，書面により提出して下さい。
記入する際はワープロ等，または黒ボールペンを使用し，楷書で明瞭に記入してください。
なお，申請書等はご返却いたしませんが，審査目的以外の使用はいたしませんのでご了承下さい。
（1）活動計画書
（2）助成金使用計画書
③活動実績報告書（任意の書式）

## 平成17年3月31日［消印有効］

## 平成16年度 マルセン創刊号

## 発行日／平成17年3月10日

発行所／財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団
所在地 $/ 〒 700-0031$ 岡山県岡山市富町2丁目4番4号
電 話／（086）214－3585

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。

